

## 大阪府消費者行政推進本部会議設置要綱

## 1 目的

本府の消費者行政を総合的に推進するため、消費者行政推進本部会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 2 組織

- (1) 会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- (2) 本部長は、知事とし、副本部長は副知事とする。
- (3) 本部員は、別表(1)に掲げる職にある者とする。

## 3 所管事項

会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費者行政の企画調整及び推進に関すること。
- (2) 生活関連物資等に係る行政の企画調整及び推進に関すること。

## 4 会議の運営

- (1) 会議は、本部長が招集する。
- (2) 会議は、協議事項に応じて、別表(1)に掲げる本部員のうち、関係のある本部員をもって開催することができる。

## 5 幹事会

- (1) 会議に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、別表(2)に掲げる職にある者をもって組織する。
- (3) 幹事会は、3に掲げる所管事項に関する調査及び会議に付議する議題の整理に当たる。
- (4) 幹事会は、消費生活センター所長が招集する。

## 6 部会

- (1) 特定の課題を調整又は推進するため、幹事会に部会を置くことができる。
- (2) 部会に関して必要な事項は、別に定める。

## 7 庶務

会議の庶務は、消費生活センターにおいて行う。

## 附 則

- (1) この要綱は、昭和 52 年 4 月 19 日から施行する。
- (2) 大阪府消費者対策会議設置要綱（昭和 39 年 4 月 21 日施行）及び大阪府府民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和 49 年 2 月 1 日施行）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 6 年 1 月 19 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

## 別 表 (1)

副首都推進局長	健康医療部長
政策企画部長	商工労働部長
危機管理監	環境農林水産部長
総務部長	都市整備部長
財務部長	住宅まちづくり部長
府民文化部長	教育長
IR 推進局長	警察本部長
福祉部長	

## 別 表 (2)

副首都推進局	総務担当課長	
政策企画部	政策企画総務課長	危機管理室災害対策課長
	青少年・地域安全室治安対策課長	
総務部	法務課長	市町村課長
財務部	財政課長	
府民文化部	府民文化総務課長	府政情報室広報広聴課長
	消費生活センター所長	
IR 推進局	企画課長	
福祉部	福祉総務課長	
健康医療部	健康医療総務課長	食の安全推進課長
	環境衛生課長	
商工労働部	商工労働総務課長	中小企業支援室金融課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長	エネルギー政策課長
	流通対策室課長	
都市整備部	都市整備総務課長	
住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課長	
教育庁	教育総務企画課長	教育振興室高等学校課長
	教育振興室支援教育課長	
警察本部生活安全部	生活安全総務課長	生活経済課長
	府民安全対策課長	